

南海トラフ地震防災規程

株式会社ミヤマトータルイノベーション
代表取締役 三山悦史

南海トラフ地震防災規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第7条の規定により南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項等について定めることにより、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2章 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの円滑な避難の確保に関する事項

(防災体制の確立)

第2条 南海トラフ地震が発生した場合には、速やかに本社及び営業所に対策本部を設置するものとする。その場合の組織、命令系統等は別紙1のとおりとする。

2 職務分掌

(1) 地震対策本部長

本部長は津波警報発令と同時に対策本部を組織するとともに、これ統括する。

(2) 副本部長

副本部長は本部長を補佐し、本部長不在又は事故ある場合はその職務を代行するものとする。

(3) 渉外班及び渉外係

旅客及びその家族に対する対応

(4) 総務班及び情報連絡係

(イ) 社内外の情報収集及び伝達

(ロ) 情報の記録

(ハ) 関係官庁及び報道機関への状況の報告

(5) 調査班(総務班兼務)

発災後における被災状況の調査

(6) 輸送班及び輸送係

(イ) 運行車両の把握

(ロ) 乗務員への指示、連絡

(7) 物資調達班

(イ) 発災に備え諸物資の調達

(ロ) 諸施設の緊急点検及び補修

(8) 救護班及び救護係

救護責任者は各営業所長とし、発災後における被災者の救護

(9) 復旧対策班及び復旧対策係
被害状況の把握と復旧対策

(10) 渉外・庶務班及び庶務係
(イ) 要員の配置状況の把握
(ロ) 要員確保に関する事項
(ハ) 本部及び営業所内の指示連絡
(ニ) 現金他重要書類の管理
(ホ) 本部、営業所間の指示連絡

3 非常招集

本部長は別に定める緊急連絡網(別紙2)により地震対策本部要員に対し非常招集を行う。

(情報の収集・伝達)

第3条 本社、営業所相互間及び本社、営業所内部における情報の収集・伝達経路は、別紙3のとおりとする。

2 運行中のバス、その他の車両に対する津波警報等の伝達経路及び方法についても、別紙3のとおりとする。

特に運行中の車両の乗務員は、ラジオ、サイレン、標識等による情報収集に努めるものとする。貸切車の乗務員についても同様とする。

情報の収集、伝達方式については、ラジオ、テレビ、電話無線(アマチュア無線を含む。)、口頭伝達、掲示等によるものとする。

(避難対策)

第4条 津波警報等が発表されたとき又は津波警報が発表される前であっても大きな揺れを感じたときは、避難対象地区にある施設等に勤務する職員、作業員その他施設に出入りする者の的確な避難を行うため、避難場所、避難経路、その他津波からの円滑な避難確保のため必要な対策を定めておくものとする。

2 避難場所において津波の状況や被災情報等を入手できるよう、テレビ、ラジオ等の情報受信端末の整備を図るとともに、避難場所までの安全な避難経路及び所要時間等を予め調査しておくこと。

(運行等に関する措置)

第5条 走行路線に津波の来襲により危険度が高いと予想される区間がある場合、交通規制が実施される区間がある場合においては、運行の停止その他運行上の措置を講ずるとともに、旅客に対し避難場所の教示を行うものとする。

2 運行の停止にあたっては、十分な車両の安全措置を行ったうえ、駐車措置(参考1)を講じ、旅客の避難状況等について可能な限り営業所(支部)へ報告するものとする。

(ターミナル及び停留所等の滞留旅客に対する措置)

第6条 滞留旅客に対しては、津波警報等の内容、最寄りの避難場所及び運行上の措置をとった旨等の案内を掲示、放送等により周知を実施する。

第3章 南海トラフ地震に係る防災訓練

(防災訓練)

第7条 南海トラフ地震を想定した防災訓練を年1回以上実施することとする。また、関係地方公共団体等が実施する防災訓練に積極的に参加するよう努めることとする。

2 防災訓練の計画は、その都度定めるものとするが、次の事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 津波警報等の収集、伝達
- (2) 従業員、旅客等の避難に関する事項
- (3) 旅客に対する広報
- (4) 防災施設、資機材等の点検

第4章 地震防災上必要な教育及び広報

(職員に対する教育)

第8条 職員に対する教育については、次に掲げる事項に重点をおいて実施するものとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震及び津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に従業員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

(広報)

第9条 津波警報等が発表された場合等における旅客への広報については、最寄りの避難場所及び運行上の措置を取った旨等の案内を掲示、放送等により広報するものとし、その内容について、事前に(参考1・2)を定めておくものとする。

参考資料

(参考1)

「駐車措置」

停止させた車両の扉を全て(前扉、中扉及び後扉)解放し、乗客がいつでも避難できるような状態にしておく。

この場合、エンジンは止め、エンジンキーは付けたままにし、自動両替機のキー(路線バスのみ)を抜き、サイドブレーキをかけ、歯止めを所定の位置に配置するものとする。

(参考2)

1. 貸切バス運行(中止の判断)

南海トラフ地震に関する津波警報等が発令された場合には、即座にバスの運行を中止いたしますので、ご了承下さい。

平成26年9月26日策定